

医政医発 0329 第 3 号
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

臨床研修病院の指定の基準の取扱いについて

医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号）等の規定に基づく臨床研修病院に対する実地調査の取扱いについては、令和 4 年 3 月 31 日付け医政医発 0331 第 6 号にて各都道府県衛生主管部（局）長宛に周知したところであるが、別添のとおりその一部を改正し、令和 6 年 4 月 1 日より適用することとしたので、その旨周知する。

については、貴管内の臨床研修病院、保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

実地調査は、別添「臨床研修病院の実地調査実施要綱」に基づき都道府県が実施する。

なお、都道府県知事は、新たに臨床研修病院の指定、取消又は指定の継続をしようとするとき、あらかじめ、都道府県地域医療対策協議会の意見を聴くこととする。

臨床研修病院の实地調査実施要綱

1 目的

この要綱は、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号。以下「臨床研修省令」という。）第 17 条第 2 項に規定する都道府県知事が行う实地調査を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

都道府県知事は、臨床研修制度の適正な実施を図るため、本要綱に基づき、臨床研修病院が適正な指導体制等を有し、かつ、臨床研修省令第 2 条に規定する基本理念に沿った研修を行っているか否かについて、实地に調査するものとする。

2 調査対象

I 臨床研修病院の新規指定に係るもの

- 1) 新たに基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院のうち、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号厚生労働省医政局長通知。以下「施行通知」という。）第 2 の 5（1）エの基幹型臨床研修病院の指定基準を満たさない病院。

※ 協力型臨床研修病院として、申込みを行った年度に研修医を受け入れている又は当該年度以降に受入れを予定している病院に限る。

また、過去に实地調査の結果を踏まえて指定を取り消された病院については、その後、協力型臨床研修病院として、研修医に対して 2 年間臨床研修を行ったことに相当する実績がある場合に限る。

※ 施行通知第 2 の 5（1）エの基幹型臨床研修病院の指定基準を満たさない当該病院は、施行通知第 2 の 5（1）エ(ア)により、別紙 1 の様式に基づいて申込みを行うこと。

- 2) 新たに基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院のうち、指定申請書等を審査した結果、調査が必要と認める病院。

※ 過去に实地調査の結果を踏まえて指定を取り消された病院については、その後、協力型臨床研修病院として、研修医に対して 2 年間臨床研修を行ったことに相当する実績がある場合に限る。

II 臨床研修病院の指定継続に係るもの

- 1) 施行通知第2の5(1)エの基幹型臨床研修病院の指定基準に2年以上にわたり適合しない基幹型臨床研修病院であって、かつ、研修医が在籍している病院。
- 2) 書面審査の結果、施行通知第2の5(1)の指定基準(ただし、エを除く。)に2年以上にわたり適合しないと疑われる基幹型臨床研修病院のうち、調査が必要と認め、かつ、研修医が在籍している病院。
- 3) 1)及び2)以外で、臨床研修の実施に当たり、特に都道府県知事又は厚生労働大臣が調査を行う必要(管内臨床研修病院が抱える懸案事項、施行通知第2の5(1)の基幹型臨床研修病院の指定基準の遵守状況等の確認(定期巡回等)を含む。)があると認める病院。

III 上記のI又はIIにより実地調査を実施した結果、指定を継続又は新たに指定された病院

3 調査の実施主体

都道府県

※ただし、「2 調査対象」のIIの3)に該当する病院の調査については、当該病院の同意がある場合、厚生労働省本省又は地方厚生局が実施することも可能である。

4 調査時期

- 1) 「2 調査対象」のIの病院
施行通知第2の5(1)エ(ア)の申込書又は指定申請書の提出後、新規指定までに適宜実施
- 2) 「2 調査対象」のIIの1)及び2)の病院
施行通知第2の5(1)の基準を2年以上にわたって適合しなかった年度の翌年度以降、速やかに実施
- 3) 「2 調査対象」のIIの3)の病院
都道府県が実施主体の場合は、調査の必要性を認めた後、速やかに実施
厚生労働省本省又は地方厚生局が実施主体の場合は、調査の必要性を認めた後、当該臨床研修病院の同意を得た後、速やかに実施
- 4) 「2 調査対象」のIIIの病院
本調査により新たに基幹型臨床研修病院に指定された又は継続された場合は、当該年度以降、2年以上にわたって施行通知第2の5(1)の指定基準に適合しなくなった翌年度以降、速やかに実施

5 調査の視点

「6 調査項目、評価基準等」の1) 外形基準については、施行通知第2の5(1)及び(2)の指定基準の適合状況を実地で確認するとともに、基幹型臨床研修病院については、次の1)及び2)を通じて、臨床研修の基本理念に相応しく、研修医及び研修プログラムについての全体的な管理・責任を有する臨床研修病院として適当であるか否かという視点から調査を実施する。また、別紙5のとおり調査票例を添付するので調査を行う際の参考とすること。

1) 臨床研修病院の指導・管理体制に関する事項

- ①研修を行うのに十分な症例や相応しい環境が整備されているか
- ②研修医の診療内容や説明について、指導医等から適切な助言・指導が行われているか
- ③研修が組織的・計画的に行われ、管理体制が適切に確立されているか

2) 研修医の基本的診療能力に関する事項

- ①患者・家族や他の医療従事者と十分なコミュニケーションをとり、良好な関係を築いているか
 - ②患者の問題を把握し、検査や治療の計画の全体像を把握して診療に当たり、臨床上の疑問を解決するための自己学習の習慣が身についているか
- ※「2 調査対象」のIの病院にあっては、主に、申込みを行った年度に協力型臨床研修病院として研修を担当している診療分野について調査を行う。

6 調査項目、評価基準等

1) 外形基準

施行通知第2の5(1)及び(2)に規定する臨床研修病院の指定の基準に適合することを証する書類等により確認するものとする。

2) 研修医の診療経験

研修医に対して次の項目のアンケートを実施するものとする。(別紙2)

- ①基本的な臨床検査・手技について自ら実施することや結果を解釈することの自己評価
- ②経験症例数
- ③診療科別の研修施設の状況や研修期間
- ④その他

※「2 調査対象」のIの病院の研修医については、別紙2の3及び4のみの回答とする。

3) 研修医の基本的診療能力

研修医が担当した症例についての主訴、現病歴などの経過概要のプレゼンテーションや研修医へのインタビューにより、次に掲げる項目を確認するものとする。(別紙3)

- ①入院の目的の理解
- ②入院中の診察・診断
- ③入院中の検査・治療
- ④退院の判断
- ⑤説明と同意
- ⑥その他

※研修医の基本的診療能力を調査するに当たっては、当該病院での研修において、どのような指導によって基本的診療能力が修得されたかを把握する。

4) 評価基準

「2 調査対象」のⅡの1)及び2)の病院に対する調査結果については、総合評価として、以下のA、B、B-、Cの4段階で評価するものとする。(別紙4)

- A 指導・管理体制に関する事項及び研修医の基本的診療能力の修得に関する事項の全てにおいて「適切」とされるもの
- B A、B-及びC以外のもの
- B- 評価項目の全てについて、「適切」又は「概ね適切」と評価され、そのうち過半数が「概ね適切」とされるもの
- C 評価項目の一部について、「不適切」とされるもの

5) 実施体制等

必要に応じて、臨床研修病院の評価に関して知見を有する外部有識者を活用するとともに、全体の企画や進行管理等に配慮しつつ、公平・公正かつ効果的な調査となるよう留意する。

さらに、各地方厚生局ともスケジュール等を調整の上、合同で調査を行うなど、臨床研修病院の負担に配慮した上で実施する。

7 調査後の措置

1) 都道府県が実施した調査の結果を踏まえた措置については、原則として、都道府県が実施した場合は地方厚生局へ、厚生労働省本省又は地方厚生局が実施した場合は都道府県へ通知することとするが、次のとおり取り扱うこととする。

① 指定基準の判断を行う場合

地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、適切な指導體制が確保され、研修医が基本的診療能力を修得できると認められる場合(指定継続の判断に当たっては、

「6 調査項目、評価基準等」の4)の総合評価がA又はBと評価された場合に限る。)は、指定を継続又は新たに指定する。ただし、新規指定後や指定継続後も実地調査又は書面調査等を行い、適正であることを確認することとする。

適切な指導体制が確保されていない又は研修医が基本的診療能力を修得できないと認められる場合(指定継続の判断に当たっては、「6 調査項目、評価基準等」の4)の総合評価が連続でB-又はCと評価された場合に限る。)は、原則として指定取消の対象とする。

調査の結果、改善等必要な指示を行った場合、書面等による改善結果等の報告を徴収することとし、その指示及び報告内容については、当該基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局に通知する。

② ①以外の場合

調査の結果、改善等必要な指示を行った場合、書面等による改善結果等の報告を徴収することとし、その指示及び報告内容については、当該基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局に通知する。

2) 厚生労働省本省又は地方厚生局が実施した調査の結果を踏まえた措置については、次のとおり取り扱うこととする。

調査の結果、改善等必要な指示を行った場合、書面等による改善結果等の提出を求めることとし、その指示及び提出された改善結果等については、当該基幹型臨床研修病院を所掌する都道府県に通知する。